

高第965号
令和3年11月30日

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリストの
改正について

平素より、県の高齢福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、厚生労働省から別添「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）により、面会及び外出の実施に当たっての留意点の見直しが示されたのを受け、県において作成・配布しております「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」につきましても別添のとおり改正いたしました。

各事業所・施設におかれましては、今後とも日々の感染防止体制等をチェックいただきますようお願いいたします。

(改正箇所)

- ・ 11～14ページ 入所系・居住系「面会について」「利用者について」
- ・ 21ページ 訪問系「外出について」

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀 部	担当	大 野
TEL	058-272-8296 (直通)		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		